

栃木県鹿沼市で発生した交通死亡事故に関する声明

平成 23 年 4 月 27 日

日本てんかん学会理事長 兼子 直
法的问题検討委員会委員長 松浦雅人



4 月 18 日に栃木県鹿沼市において、クレーン車が登校途中の小学生 6 人を死亡させるという痛ましい交通事故が発生しました。亡くなられた子どもさんのご冥福をお祈りいたしますとともに、ご遺族の皆さまにこころよりお悔み申し上げます。

報道によりますと、今回の事故はクレーン車を運転していた人がてんかん発作を起こして意識を失ったことが原因ではないかとされています。

てんかんは多様な病態からなり、多くの場合は治療により発作は完全に抑制されます。一定期間、発作が抑制されるとその後の再発率は急激に低下し、2 年間発作が抑制された場合には、てんかんのある人の事故の発生率は一般の人と変わりません。このため、日本をはじめ多くの国で、一定条件のもとで運転が許可されています。しかし大型免許および第 2 種免許に関しては、日本てんかん学会は、てんかんのある人は原則として適性はないとの見解を以前より公表しております。

今回の事故の加害者（運転手）が、もし病気を申告せず、しかも大型免許を取得していたとの報道が事実であれば、きわめて遺憾です。

日本てんかん学会は、今後もてんかんのある人が法律に基づいて運転免許を申請し、取得・更新するという社会的責任を適切に遂行できるよう支援を継続いたします。それと同時に、てんかん医療にかかわる医師を増やし連携を深め、医師への啓発活動もさらに徹底することで、公共交通の安全向上に一層寄与したいと考えています。